



65歳以上の人の介護保険料

介護保険料は所得と世帯の課税状況で計算します

誰もがいつでも安心してサービスを利用することができるように、平成28年度の介護保険料額は6月中旬に、郵送でお知らせします。

問い合わせ 介護保険課（市庁舎1階、☎65・4150）

介護保険料を確認してください

介護保険は、40歳以上の人が納める介護保険料と、国・道・市の負担金で運営されています。65歳以上の人が納める保険料の総額は、制度運営の財源の約22パーセントを占めています。（図1）

保険料額は、平成27年度から平成29年度までの間に掛かると見込まれる介護給付費から、国などが負担する分とサービスを利用した際に支払う自己負担を差し引いた額が保険料総額となるように、65歳以上の人の所得と世帯の課税状況に応じて計算し、決定しています。（表1）

65歳以上の人の介護保険料額は6月中旬に郵送する「介護保険料

図1 介護保険の財源

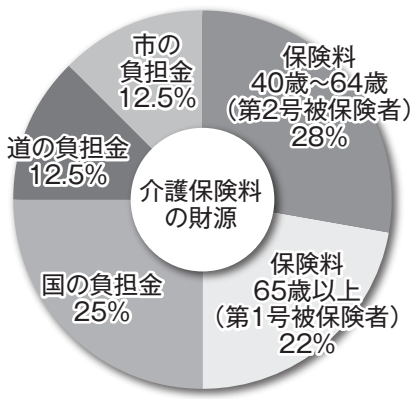


表1 平成27年度～29年度 段階別介護保険料額

保険料段階	区分の内容	計算内容(保険料率)	年額保険料	
第1段階	世帯全員が非課税 本人が住民税非課税	老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額×0.45	2万9540円
		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.68	4万4630円
第2段階	世帯員いずれかが課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	4万9230円
第3段階		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.90	5万9070円
第4段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が80万円以下の人	基準額	6万5640円
第5段階		本人の前年の合計所得金額が80万円を超え120万円未満の人	基準額×1.15	7万5480円
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の人	基準額×1.20	7万8760円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が150万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	8万2050円
第8段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	基準額×1.30	8万5330円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	9万8460円
第10段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の人	基準額×1.60	10万5020円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.70	11万1580円
第12段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人	基準額×1.85	12万1430円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が1000万円以上の人	基準額×2.00	13万1280円
第14段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が1000万円以上の人	基準額×2.15	14万1120円
第15段階				

図2 特別徴収の期別金額計算方法

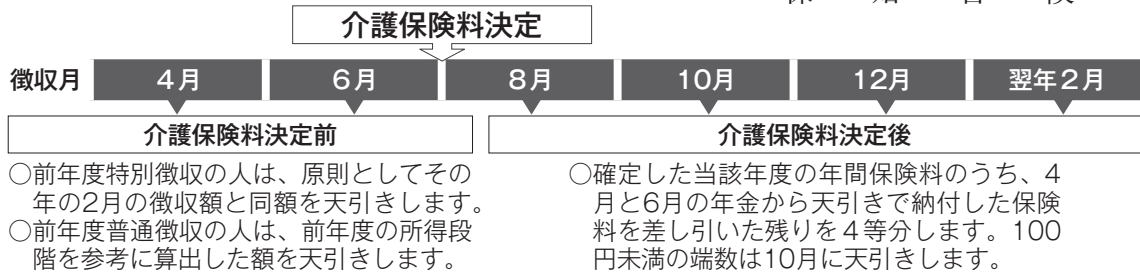


図3 普通徴収の期別金額計算方法



保険料をきちんと納めましょう

通常は 原則として、介護（予防）サービスに掛かる費用の1割（または2割）負担でサービスを利用できます。

滞納していると

1年以上滞納すると サービス費用の全額を支払った後に、市役所の窓口で9割（または8割）分の払い戻しを受けることとなります。

1年6カ月以上滞納すると 滞納している保険料の額を、給付される金額から差し引くことがあります。

2年以上滞納すると 滞納期間に応じた一定期間、利用者負担が1割（または2割）から3割に引き上げられるほか、高額介護（予防）サービス費などの支給も受けられなくなります。

滞納期間に応じた措置

在宅サービスを利用する場合は、申請により利用料が軽減されることがあります。このほかに、施設サービスに掛かる利用料などを軽減したり、高額サービス費として払い戻すなど、利用者の負担を軽減する制度があります。詳細は、介護保険課、ケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。

利用料などの軽減制度

口座振替が便利です

口座振替を希望する場合は、取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）などの窓口に通帳、届け出印をお持ちの上、申し込みください。納付の手間が省けて、納め忘れもなくなります。

ゆうちょ銀行からの振替手続きは、介護保険課に申し込んでください。納付書では金融機関の窓口のほか、セイコーマート・セブンイレブン・ローソンでも納めることができます。

一時的に納付書で納付になる場合があります

次の人は年10回、金融機関の窓口や口座振替で納めます。（図3）

- ・特別徴収に該当しない人
- ・4月1日現在で年金受給のなかった人
- ・年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止された人

収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金（老齢・退職・遺族・障害年金）の受給が始まった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

65歳以上の人の保険料の納め方

特別徴収（年金から天引き）

普通徴収（納付書や口座振替）

納付書では金融機関の窓口のほか、セイコーマート・セブンイレブン・ローソンでも納めることができます。